

令和7年度

第7回

上越市地域公共交通活性化協議会

議案書

(書面協議)

日 時

令和8年2月 6日(金) から
2月 16日(月) まで

清里区における互助による輸送の取組について

1 要旨

令和7年度第6回の上越市地域公共交通活性化協議会にて事前説明を行った清里区における互助による輸送の取組について、運行の詳細がまとまったことから、改めて運行計画について協議するもの。

2 運行計画

項目	内容	前回からの追加説明箇所	
運行主体	NPO法人 清里まちづくり振興会		
根拠法令	道路運送法第79条（自家用有償旅客運送）		
運行開始日	令和8年4月1日（水）		
運行	運行区域	・清里区全域 ・清里区内～板倉区しみず屋（毎週金曜日のみ）	○
	運行日	平日 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は運休	
	運行本数	<月曜日～木曜日> 定時便…5便、デマンド（予約）便…3便 <金曜日> 定時便…5便（うち1便はしみず屋行き） デマンド（予約）便…4便	○
	時刻表	資料1（資料P1）のとおり	○
	乗降場所	停留所（全39か所） ※詳細は資料1（資料P1）のとおり	○
	運賃	清里区内 大人300円、高校生200円、小・中学生100円 清里区内～しみず屋 500円（往復運賃、現金のみ）	○
	支払方法	現金、回数券	○
	乗車定員	定員10人（運転手を除く定員9人）の車両1台	
	予約	要否	デマンド便のみ予約が必要
予約方法		電話	
受付時間		平日午前9時～午後4時	○
受付期間		乗車を希望する日時の1ヶ月前～前日 ※ただし、月曜日等休日直後の日の予約は、直近の平日	○

3 自家用有償旅客運送自動車の停留所への駐停車について

資料1にお示しした乗降場所の一部について、既設の路線バス（清里線）の停留所と同じ位置に設置を予定している。（対象となる停留所一覧は、資料2（資料P3）のとおり）

道路交通法により、停留所等から10メートル以内の道路は、駐停車が禁止されているが、自家用有償旅客運送等の用に供する自動車（※）は、公安委員会が公示した場合に限り、駐停車が可能となることから、運行主体が関係者の同意書とともに新潟県公安委員会へ届出を行う。

※道路交通法第44条第2項第2号により、停留所への駐停車は、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、関係者（路線バス運行事業者、県公安委員会、北陸信越運輸局、市）が合意することが必要。

4 今後のスケジュール

時期	内容
令和8年 2月	新潟県公安委員会へ停留所への駐停車に関する合意書の提出
	新潟県へ自家用有償旅客運送新規登録申請書の提出
～3月	運行開始に向けた住民周知
	新設停留所の設置作業
4月	運行開始（実証運行1年間）

5 その他

本議案について、ご承認いただいた後、自家用有償旅客運送の新規登録及び乗合自動車停留所への停車に関する内容に関し、会則第11条第2項の規定に基づき、協議が調ったことの証明書を発行します。

【資料】

- ・清里区における互助輸送の停留所位置図及び時刻表・・・資料1（資料P1）
- ・自家用有償旅客運送自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所一覧
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2（資料P3）

労災病院閉院に伴うバス路線の見直し内容の一部変更について

1 趣 旨

令和7年度第6回協議会の第4号議案において、本見直し内容にかかる協議を実施したが、当時の説明から変更点が生じたことや、改正予定日が決定したことから、改めて協議いただくもの。

(参考：前回の協議内容)

新潟労災病院（上越市東雲町1）が令和8年3月に閉院することに伴い、当該病院を発着・経由する路線バスの運行見直しの内容について協議した。

※最終診療予定日：令和8年3月13日（金）

2 前回の説明からの変更点

【変更前（前回の説明内容）】

- ・上越大通り線（労災病院前経由）の 6 往復を上越総合病院経由に変更



【変更後】

- ・上越大通り線（労災病院前経由）の6往復のうち、3.5 往復を上越総合病院経由に変更（残りの2.5往復は、市役所経由）

3 変更後の路線一覧

資料3（資料P5）のとおり

4 実施予定日

令和8年3月30日（月）

5 参考資料

バス路線見直し後の路線図（前回配布分から変更なし）…資料4（資料P7、8）

市スクールバスにおける路線バス停留所への駐停車について

1 趣 旨

市立三郷小学校が令和8年4月に同南本町小学校へ編入統合することに伴い、新たに運行を予定している三郷地区の児童通学用のスクールバスにおいて、乗降場所の一部を既設の路線バス（清里線）の停留所と同じ位置とすることを予定している。

道路交通法により、停留所等から10メートル以内の道路は駐停車が禁止されているが、旅客の輸送の用に供する自動車(※)は、公安委員会が公示した場合に限り、駐停車が可能となることから、このことについて協議するもの。

※停留所への駐停車が地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、関係者（路線バス運行事業者、県公安委員会、北陸信越運輸局、市）が合意することが必要。

2 対象となる停留所一覧

資料5（資料P9）のとおり

3 運行計画（参考）

資料6（資料P11～18）のとおり

4 その他

この議案について、ご承認いただいた後、会則第11条第2項の規定に基づき、協議が調ったことの証明書を発行します。また、関係者の同意書とともに、市から新潟県公安委員会へ届出を行います。